

答申第 104 号

平成 28 年 11 月 22 日

(諮問公第 120 号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成 12 年鹿児島県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、平成 27 年 6 月 25 日付けで「九州電力川内原子力発電所に原子力災害が起こった場合、鹿児島県民が受けるリスク（被ばく・住む権利・職を失う・健康被害・避難や移動に関連する健康被害・命を損なう）に関して、誰がどこが、どのように責任を取るのかが記された文書」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成 27 年 7 月 24 日付け原安第 46 号で、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、平成 27 年 9 月 11 日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し、文書の開示を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書、追加の照会に対する回答で述べている異議申立ての理由は、要約すると次のとおりである。

ア 地方自治法第 1 条の 2 には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と書かれており、県には、この規定に基づき、住民である県民の福祉の増進を図る、県民が幸せを感じることができるよう、地域における行政を自主的かつ総合的に行うことが求められている。県は、地方自治法を遵守しておらず、原発再稼働を容認していくことによ

- って、県民を著しい不安に陥れていることに、気づかなければならない。
- イ 台風によって原子力災害が起きた時のことも、「想定外」つまり何の施策も講じていないことも、再稼働後の報道によって明らかになり、また県の原子力安全対策課も「そのとおり」と認めている。鹿児島県と川内市と九州電力が結んでいる川内原子力発電所に関する安全協定書の第 16 条の無過失責任も「住民」とは、鹿児島県民全体を指すものではないと原子力安全対策課が回答している。つまり、鹿児島県民を守る盾は何も存在しないことを承知の上で、県は再稼働を認めたということになるが、これは地方自治体としての仕事の放棄であり、無責任としかいいようがない。
- ウ 地方自治体として、鹿児島県民の命と財産を預かっており、それを保護する責務を負っている以上、この度のように、文書不存在で終わることではない。県は、地方自治の責務を果たすべく原子力災害が起きた場合、誰がどこが責任を負うのか明確にすべきである。責任の裏付けもないまま、原子力災害が起きる可能性を高めてしまう原発再稼働を選択し県民を窮地に追い込むはずはない。
- エ 東電の事故後、九州電力川内原子力発電所の再稼働が国の原子力安全委員会の基準を満たしているという理由で、全国で初めて行われた。しかし、再起動された 1 号機は、30 年を経過した古いものでもある。何年か動かしていない原発を動かすリスクは、世界でもトラブルが相次いでいることは周知の事実である。
- オ 2016 年 4 月から電力の自由化がはじまり、九州の電力供給を川内原子力発電所が危険を冒してまで責任を持つ、強制的な意味はなくなる。リスクの大きい原子力発電に頼らなくとも、鹿児島県民の命と暮らしを危険に晒さなくとも、電力の需給は間に合うことを県は遅ればせながら素直に認めるべきである。
- カ 原子力災害の悪しき例が、存在しているにもかかわらず、地方自治体である鹿児島県が県民の命や財産とひきかえに、一企業である九電のために、又、国の指示に従うことを優先し、再稼働したことは地方自治体としての責任の放棄である。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

九州電力川内原子力発電所に原子力災害が起こった場合、鹿児島県民が受けるリスク（被ばく・住む権利・職を失う・健康被害・避難や移動に関連す

る健康被害・命を損なう) に関して、誰がどこが、どのように責任を取るのが記された文書

(2) 不開示決定の理由

ア 開示請求の内容に「リスク」と記載されていたことから、本件対象公文書は「原子力災害発生前の段階で、原子力災害により、県民が受けるかもしれない、被ばく、住む場所や職を失うなどのリスクに対する責任を記した文書」とであると解釈し、文書の特定を行った。

イ 開示対象となり得る公文書の有無を確認するため、文書庫に引き継がれた保存文書を確認したが、該当するものは存在しなかった。

また、執務室内に保管された文書についても同様に確認したが、該当するものは存在しなかった。

したがって、当該公文書は、存在しないため不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 27 年 10 月 8 日	諮問を受けた。
11 月 19 日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
11 月 24 日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成 28 年 1 月 22 日	異議申立人から意見書を受理した。
9 月 8 日	諮問の審議を行った。
9 月 16 日	異議申立人に対象公文書の特定について照会を行った。
9 月 28 日	異議申立人から照会に対する回答を受理した。
10 月 28 日	事務局職員による公文書の調査を行った。
11 月 17 日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

実施機関は本件処分に係る対象公文書を上記 3 (2) アのとおり特定し、不存在を理由とする不開示決定処分を行っている。

これに対し、異議申立人は、本件処分を取り消し、文書の開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示決定の妥当性について判断する。

イ 公文書の特定について

3 (2) にもあるように、実施機関は、開示請求の内容に「リスク」と記

載されていたことから、対象公文書は「原子力災害発生前の段階で、原子力災害により、県民が受けるかもしれない、被ばく、住む場所や職を失うなどのリスクに対する責任を記した文書」であると解釈した旨説明している。

しかし、実施機関が説明するような理解もあり得るが、他方で、開示請求書の記述及び異議申立人から提出された異議申立書及び意見書での主張を勘案すると、本件開示請求の趣旨は「原子力災害発生後に鹿児島県民が受ける損害に関しての責任の所在が記された文書」の開示であると解釈することも可能である。

そこで、対象公文書の内容について異議申立人に対し、改めて審査会において、文書で照会を行ったところ、本件開示請求で対象とする公文書の内容は「九州電力株式会社川内原子力発電所で原子力災害が発生した後に、鹿児島県民全体が命を損なうなどの損害を受けた場合の責任の所在を記した文書」であるといった趣旨の回答があった。

また、本件開示請求の趣旨が前述のとおり「原子力災害発生後に鹿児島県民が受ける損害に関しての責任の所在が記された文書」の開示であるならば、県と周辺自治体との間で締結した協定書等も開示対象となる可能性があったため、前述の照会と合わせて異議申立人に確認をしたところ、協定書等は対象としないということだった。

ウ 公文書の存否について

4(2)イで述べた照会に対する異議申立人の回答を受け、改めて、本件開示請求の対象となる公文書の有無について、審査会の事務局職員をして文書管理表及び保存文書管理表を基に実施機関の執務室内及び文書庫内を確認させたところ、該当する公文書は存在しなかった。

したがって、実施機関は、本件開示請求の対象となる公文書を保有していないと認められる。

エ 決定の妥当性について

よって、本件においては、該当する公文書の存在は認められなかったため、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

オ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第 15 条に基づき公表しています。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。